

# PREVENTION No. 162

平成18年2月16日開催

## 飲酒運転防止への取り組み

サントリー (株) ARPUD室 田中 明

### 始めに

飲酒運転はアルコール関連問題の中でも、未成年者飲酒・過剰飲酒による健康被害とならび、世界的に特に問題視されている。

資料によると、素面の時の交通事故発生率を1とすると、BAC0.05%で事故発生率は2倍、0.15%では25倍になり、飲酒運転が極めて危険な行為であることがわかる。また、交通事故死者を検死解剖すると、その60.8%からアルコールが検出されたというデータもあり、飲酒運転が重大交通事故を招いていることがわかる。

### サントリーの取り組み

酒類は「依存性」「致酔性」という特性を持つ特殊な商品である。サントリーではこのような特性を持つ酒類を製造販売するメーカーとしてアルコール関連問題を予防・啓発していく社会的責任があるとの認識のもと、飲酒運転防止についても積極的に啓発活動を実施している。

2002年に「適正飲酒のために：サントリーの基本理念・行動指針」を明文化し、その中で飲酒運転防止などの社会活動への積極的な参加を謳っている。

具体的な啓発活動としては、

- 自主基準制定による宣伝活動のセルフコントロール ' 76～
- モデレーション広告による啓発活動 ' 86～
- 「適正飲酒パンフレット」による啓発活動 ' 93～

などが挙げられる。

「モデレーション広告」は1986年4月から開始し、今年で20周年を向かえる。「モデレーション」とは「適度・節度」を意味し、適正飲酒・イッキ飲み防止・妊娠中の飲酒の危険性の啓発などとあわせて「飲酒運転」もテーマとして取り上げてきている。日本の酒類メーカーの中で、単独でこのような広告を展開しているのはサントリーのみであると聞く。

「適正飲酒パンフレット」は1993年に当社が業界に先駆けて適正飲酒の重要性を訴えるために作成したパンフレットであり、現在までに20万部以上の配布実績がある。この中でも飲酒運転の危険性について訴えている。

### サントリー工場見学時の飲酒運転予防の取り組み

サントリーでは全国7工場で見学を受け付けている。工場への来場手段は自家用車によることが多く、ドライバーの方に酒類を提供しないような配慮を充分にする必要がある。具体的には、

- 受付時にドライバーの方を確認し、胸にシールを貼っていただく。
  - 見学後の試飲室でご注文を伺う際、再度ドライバーで無い旨を確認する。
- というダブルチェック体制で飲酒運転の予防をしている。

### サントリー営業活動における飲酒運転予防への配慮

営業部門に「グルメ営業部」という部隊がある。この部署は郊外型の飲食店（多くはチェーン店）に対し、飲食店の業態そのものの提案を通じて製品拡売をはかる集団であるが、弊社が業態提案した店で飲酒運転が行われることを防ぐために一定の条件を指針として持っている。例えば、

- 基本前提：飲酒運転防止に最大限の配慮・取り組みをしていただける経営者であることを事前に確認すること。
- メニュー：a) ノンアルコールカクテルをひとつのカテゴリーとして複数訴求すること。b) 食事を柱のひとつとすること。d) 警告・メッセージを載せること。例：＜法律により運転される方への酒類の提供はできません＞
- 告知：a) 目立つところにステッカーで告知していただくこと。b) ホールでの「トークオペレーション」までおとしマニュアル化すること。（オープン前研修でも確認） 等。

### 海外情報

次に海外での状況を見てみる。

日本の道交法での飲酒運転のBAC基準は0.03%である。これは2002年6月の法改正で0.05%から強化されたものである。各国の基準と比較してみると、クロアチア、チェコなどは0であり、僅かでもアルコールが検知されると飲酒運転となる。これを「Zero Tolerance」と呼ぶ。スウェーデンは0.02、フィンランド、ドイツ、スвей

ン、フランス、イタリア、デンマーク、オーストラリアなどは 0.05%であり、欧州大陸は 0.05%を基準としている国が多いようだ。その他主要国を見ると、アメリカ、イギリス、ニュージーランドが 0.08%であり、日本の基準は国際的に見ても厳しい部類に属する。但し、スイス、オーストラリアは 2005 年に規制を強化しているし、ドイツ、フィンランドは現行基準の引き下げを検討中である。世界的には規制強化の方向に動いているといえる。

#### アルコールロック (ALCOLOCK) 装置

自動車に組み込んだアルコール検知器にドライバーが呼気を吹き込み、アルコールが飲酒運転の基準値以下でない  
とエンジンが始動しない装置。米ニューメキシコ州、豪ビクトリア州では飲酒運転違反者に装着を義務付けている。  
その他、英国・フィンランドなどでも導入の検討をしている。

#### 指定ドライバー制度 (DESIGNATED DRIVER)

複数人数で車を運転して飲食店に行く時に、予めお酒を飲まないで他の人を家まで送り届ける「指定ドライバー」  
を決めておく。飲食店側は「指定ドライバー」にノンアルコールドリンクを無料で提供するなどのインセンティブを  
与える制度。米国のバドワイザー製造元、アンハイザー・ブッシュ社がテレビ広告などを通じて積極的にプロモーション  
をしている。

#### アメリカの DUI (DRIVING-UNDER-THE-INFLUENCE) プログラム

DUI とはアルコールや薬物の影響下で運転すること。州によってまちまちだが、カリフォルニア州では初犯で 30  
時間程度の教育プログラムが義務づけられていて、修了すると罰金の減免や免許停止期間の短縮など減刑措置がある。

車社会であるアメリカでは飲酒運転の再犯率の高さに早くから着目し、酒気帯び検挙者に対して裁判所が DUI プロ  
グラムの受講を命じる踏み込んだ再発防止対策を講じている。

依存症が疑われるときは、治療機関に回される。

司法が NPO や自助グループ、専門機関と連携し、酒気帯び検挙者を教育のチャンスとするプログラムで、全米に広  
がっている。飲酒運転は再犯率が高く、再発防止には背景の飲酒問題に切り込む必要がある。

調査によるとアルコール依存症者の 40%が DUI 経由で治療につながっている。

DUI プログラムの中身：例) カリフォルニアのクレア・ファンデーション (初犯は 33 時間)

##### 1. 教育プログラム

- ・アルコールの運転への影響
- ・アルコールの健康や社会生活・家族への影響
- ・依存症という病気

##### 2. グループ・ディスカッション

##### 3. 個人カウンセリング

##### 4. 自助グループ (AA など)

1~4 を通じて、自分の飲酒行動が人生・家族・仕事・社会の安全にどのような影響を及ぼしているのか振り返る。  
状況によっては、依存症への介入を行う。

再犯は期間が 12~18 ヶ月で、保護監察官に経過報告。

DUI プログラムの可能性：予防教育と介入、一挙両得のチャンスとなる。

処罰 (罰金・免停) だけよりも、再犯防止に効果が高い。

DUI プログラムが導入されれば各地のリハビリ施設や専門医療機関が受け皿になり、自助グループと連携して実  
施できる。

#### 日本の飲食店での取り組み

北海道の「オカモトグループ」傘下、帯広で居酒屋を 3 店舗経営する「F キューブ」では運転代行サービスを  
無料サービス。同系列で釧路に居酒屋展開する「トーコーテック」は店長みずから顧客を自宅まで専用バスで送  
迎している。

#### 終わりに

飲酒運転は軽い気持ちで始めても、時に非常に悲惨な結果を招く。常習的犯が多いことも問題である。サント  
リーは依存性・致酔性という特性を持つ酒類を製造販売する企業の社会的な責任の一環として、これからも飲酒  
運転防止に積極的に取り組んでいきたい。

以上